

住宅における省エネ・再エネ設備導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、家庭部門の脱炭素化を促進するため、自らが居住する住宅に新たに省エネ・再エネ設備を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 省エネ・再エネ設備 エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの利用等により、二酸化炭素排出削減に資する住宅用の設備をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建築された住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（分譲住宅を含む。建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）をいう。
- (3) 既存住宅 新築住宅以外の住宅をいう。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱に基づき補助申請を行うことができる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内の自ら居住する既存住宅において、次条に定める省エネ・再エネ設備（以下「対象設備」という。）の導入を行う個人。ただし、地中熱利用システムは、新築住宅も対象とする。
- 2 対象設備の導入をリースで行う場合には、補助対象者とリース事業者（以下「共同補助対象者」という。）が共同で補助事業を行うものとする。なお、リース事業者は、リースを受ける者から領収するリース料総額から補助金相当額分を減額するものとする。
- 3 当該住宅において、申請する対象設備と同種の設備について、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金の交付を受けたことがある、若しくは受けようとする場合は、補助申請を行うことができない。
- 4 補助対象者以外の所有者が存在する住宅に対象設備の導入を行う場合は、補助対象者を除く全ての所有者から当該対象設備の導入を行う承諾が得られたものでなければならない。

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる省エネ・再エネ設備（付帯設備を含む）の導入であって、別表の（1）から（6）に定める要件を満たすものとする。
- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させ

て発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム

(2) 太陽熱利用システム（強制循環型）

太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯や空調に利用するシステムで、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステム

(3) 地中熱利用システム

地中熱（地下水熱を含む）を熱源として、空調又は給湯等に利用するシステム

(4) 蓄電システム

再生可能エネルギーにより発電した電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定置型のシステム

(5) V2H（電気自動車充放電設備）

電気自動車又はプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で電気自動車等と住宅とで電力を相互に供給するシステム

(6) 高断熱窓

住宅の断熱性能を高める窓又はガラス

- 2 対象設備は未使用品に限るものとする。また、リースの場合、リース期間は第16条に規定する財産処分制限期間以上とすること。リース期間が財産処分制限期間未満である場合は、リース期間満了後に補助対象者が対象省エネ対策を購入するものとする

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、対象設備の導入に要する費用とする。

- 2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 市町村等の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助金の額）

第6条 県が交付する補助金の額は、別表に定める対象設備の種類に応じ、それぞれ同表の補助金の額の欄に掲げる金額の合計額とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による申請書（様式第1号又は様式第1-2号）に関係書類を添えて所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 前号の書類に対象設備の種類ごとの経費が記載されていない場合は、その内訳書等の写し
- (3) 申請者の住民票の写し

- (4) 対象設備を導入する住宅の所有者を証する次のいずれかの書類
- ア 固定資産税に係る「公課証明書」の写し又は「評価証明書」の写し
 - イ 建物に係る「登記事項証明書（登記簿謄本）」の写し
 - ウ 申請時に新築かつ未登記の建物に設置予定の場合には、建築に係る「建築確認済証」の写し

(5) その他知事が必要と認めるもの

3 対象設備のうち次の設備の導入を行う場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 地中熱利用システム

- ア 設備の設置位置を示す平面図及び掘削孔の深度等が確認できる立面図
- イ 別表で定める要件を確認することができる仕様書、パンフレット等の書類

(2) 蓄電システム

太陽光発電設備の設置が確認できる、次のいずれかの書類
(既設の場合)

- ア 電力会社が発行した売電価格が確認できる書類
- イ 太陽光発電設備の設置状況が分かる写真
- ウ 太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
- エ その他太陽光発電設備の設置が確認できる書類

(新設の場合)

オ 太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの

(3) V2H（電気自動車充放電設備）

- ア 太陽光発電設備の設置が確認できる書類（(2)と同様）
- イ 電気自動車等の導入が確認できる書類
(既に電気自動車等を導入している場合)
自動車検査証の写し

(新たに電気自動車等を導入する場合)

電気自動車等の導入に係る契約書の写し又はこれに代わるもの

(4) 高断熱窓

- ア 設備の設置位置が分かる平面図
- イ 設備の設置前の状況が分かる写真

4 新築住宅に地中熱利用システムの設置を行う場合には、第2項第3号の書類の添付は要しない。

5 リース事業にあつては、申請時は第2項第1号及び第2号の書類の添付を要しないが、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 設備の販売に係る見積書の写し

(2) リースに係る見積書の写し

6 規則第4条第1項第2号に掲げる事項の記載及び同条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第7条の規定による交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。
2 補助金を交付しないことを決定した場合、知事は様式第3号により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手及び遂行)

第9条 申請者は、規則第7条に規定する交付決定通知書が交付された後に補助事業に着手するとともに、補助事業を誠実に実施しなければならない。
2 前項に規定する補助事業の着手は、次の各号のいずれかとする。
(1) 補助事業が設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事の着工
(2) 地中熱利用システムが設置された新築住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡し

(補助事業の変更等)

第10条 規則第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い知事の承認を得ようとする場合は、様式第4号の(変更・中止・廃止)申請書を速やかに知事に提出しなければならない。
2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 第6条に定める補助金の額に変更が生じないもの
(2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

(申請者の変更)

第11条 申請者死亡により補助事業を遂行することができない場合であって、相続により申請者の地位を承継することが適当であると認められる相続人又は法定相続人であって申請者の地位を承継することが適当であると認められる者(以下「相続人等」という。)が、申請者の地位の承継について知事の承認を得ようとする場合は、様式第4-2号の申請者の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。
2 前項の申請書は、対象設備の導入の完了後に提出するものとする。
3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 申請者の戸籍謄本
(2) 相続人等の住民票の写し
(3) その他知事が必要と認めるもの

(変更等の承認)

第12条 知事は、前二条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号又は様式第5-2号により、申請者又は相続人等に通知するものとする。
2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(報告書の様式等)

第13条 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第6号又は様式第6-2号のとおりとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象設備の導入を実施した住宅の全景写真
- (2) 対象設備の導入が確認できる写真
- (3) 対象設備の導入に係る領収書の写し
- (4) 振込先口座が確認できる書類（様式第6号又は様式第6-2号に記載した口座が確認できる書類）
- (5) 補助事業に係る変更契約書の写し又はこれに代わるもの（契約額に変更があった場合）
- (6) その他知事が必要と認めるもの

3 対象設備のうち次の設備の導入を行った場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地中熱利用システム
ア 地中熱利用システムが設置された新築住宅を取得した場合は、申請者の住民票の写し
- (2) 蓄電システム
ア 太陽光発電設備を新設した場合は、設置状況が分かる写真
- (3) V2H
ア 太陽光発電設備を新設した場合は、設置状況が分かる写真
イ 電気自動車等を新たに導入した場合は、自動車検査証の写し

4 リース事業にあつては、第2項第3号の書類の添付は要しないが、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備の引渡しが完了したことを確認できる書類
- (2) 設備のリースに係る契約書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 前号の書類に対象設備の種類ごとの経費が記載されていない場合は、その内訳書等の写し

5 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い期日までとする。

6 前項に規定する補助事業の完了は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、設備の設置工事の完了及び補助対象経費の全額支出の完了
- (2) リース事業の場合は、設備の設置工事の完了
- (3) 地中熱利用システムが設置された新築住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡し

（補助金交付額の確定）

第14条 知事は、交付額を確定したときは、様式第7号により通知するとともに、確定した額の補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第 15 条 申請者は、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 規則第 19 条第 2 号に規定するその他知事の定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した設備とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、別表に定める年数とする。

3 申請者は、規則第 19 条の規定に基づき補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第 8 号により知事に承認の申請をしなければならない。

(報告)

第 17 条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、申請者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月26日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の住宅用省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条、第6条、第16条関係)

	対象設備の種類	要件	補助金の額	年数
(1)	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	次の要件を満たすこと。 ア 国が令和2年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)により登録されているものであること。 イ 補助対象経費が補助金の額以上であること。	5万円	6年
(2)	太陽熱利用システム (強制循環型)	次の要件を満たすこと。 ア 一般財団法人ベターリビング(BL)の優良住宅部品の認定を受けたものであること。 イ 補助対象経費が補助金の額以上であること。	5万円	15年
(3)	地中熱利用システム	次の要件を満たすこと。 ア 年間エネルギー効率(当該システムにより一年間に供給される熱量を当該システムが一年間に消費する電力量で除して得た数値)が3.0以上であること。 イ 地中熱交換器(熱交換井等を含む。)が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるものであること。 ウ 地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有するものであること。 エ 補助対象経費が補助金の額以上であること。	20万円	13年
(4)	蓄電システム	次の要件を満たすこと。 ア 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されたものであること。 イ 対象設備を導入する住宅に設置された太陽光発電設備と接続されていること。なお、接続する太陽光発電設備は既設・新設を問わない。 ウ 補助対象経費が補助金の額以上であること。	5万円	6年

(5)	V 2 H	<p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センター (NeV) により登録されたものであること。</p> <p>イ 対象設備を導入する住宅に設置された太陽光発電設備と接続されていること。なお、接続する太陽光発電設備は既設・新設を問わない。</p> <p>ウ 導入する電気自動車等が次の要件に全て適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅への給電機能及び住宅からの充電機能を備えていること。 ・自動車検査証における燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものであること。 ・補助対象者が電気自動車等を所有又は使用する権利を有すること。 ・自動車検査証における使用の本拠の位置がV2Hの設置場所と同じであること。 <p>エ 補助対象経費が補助金の額以上であること。</p>	5万円	8年
(6)	高断熱窓	<p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 少なくとも1つの居室において、外気に接する全ての窓の改修工事を行うもの。</p> <p>イ 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る)において、補助対象となる製品として登録されているもの。</p> <p>ウ 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けておらず、受ける予定もないこと。</p>	補助対象経費の1/10(1万円未満切捨て)又は5万円のいずれか小さい額	10年